

交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地震等により道路に面したブロック塀等の倒壊に伴い生じる被害を未然に防ぎ、人身事故の防止及び避難路の確保を目的として、交野市域において、道路に面するブロック塀等の撤去又は改修を実施する者に対して、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付については、交野市補助金交付規則（昭和48年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 国、大阪府又は交野市が管理する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀又は土塀をいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等の全て又はその一部を取り除くことをいう。
- (4) 改修 ブロック塀等を撤去した範囲内において引き続き第4条第4号又は第5号に規定する工事をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に存する道路に面したブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去又は改修する者であること。
- (2) 市税の納付の滞りがないこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する業者を選定すること。

（補助対象工事）

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる工事（以下、「補助対象工事」という。）は、次の各号に該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものは除く。

- (1) 撤去するブロック塀等の高さ（道路面からの高さをいう。以下同じ。）は、60センチメートル以上のものであること。
- (2) ブロック塀等の一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さが全て60センチメートル以下になること。
- (3) ブロック塀等が道路内に残存、又は水路等の公共施設に突出しないこと。
- (4) 改修により新たなブロック塀等を設置する場合、その高さが全て60センチメートル以下とし、60センチメートルを超える場合は、軽量のフェンスとすること。
- (5) 改修により生垣を設置する場合は、延長1メートル当たり2本以上連続して植樹すること。
- (6) 国、大阪府又は交野市が施行する公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (7) 第1号から前号までに掲げるもののほか、これらに準じるものとして市長が特に認めるもの。

（補助対象工事の着手の時期等）

第5条 補助対象工事は、第8条に規定する補助金の交付の決定後に着手し、当該工事に着手する日の属する年度の2月末日までに完了するものでなければならない。ただし、平成30年6月に発生した

大阪北部を震源とする地震の影響により、本要綱の施行日前に着手した補助対象工事に対しては、この限りではない。

2 補助金の交付は、同一敷地につき1回限りとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う工事に要する経費とし、補助金の額は、別表左欄に掲げる補助対象工事の内容ごとに同表右欄により算出した額(複数の補助対象工事がある場合は、それぞれの補助対象工事の内容ごとに算出した額の合計額)とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 撤去又は改修するブロック塀等の配置図
- (3) 撤去又は改修するブロック塀等の高さや延長、仕様を示した概要図
- (4) ブロック塀等の撤去又は改修工事見積明細書の写し
- (5) 撤去前のブロック塀等の写真
- (6) 委任状(申請手続き等を依頼する場合)

2 補助申請者は、ブロック塀等の撤去又は改修工事を行った施工者(以下「代理受領事業者」という。)に補助金の受領を委任することができる。

3 補助申請者は、前項による委任をするときは、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付申請書に交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金代理受領予定届出書(様式第2号)を添えて、市長に届け出なければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請が適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請が適当であると認められないときは、補助金の不交付を決定し、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第4号)により補助申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第9条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知を受け取った日から30日以内に撤去工事に着手するものとし、着手したときは直ちに交野市ブロック塀等撤去・改修工事着手届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助対象工事の内容の変更)

第10条 補助事業者は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合に依りて必要な手続きを行わなければならない。

- (1) 工事に要する経費の額に変更を生じない場合は、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出すること。
- (2) 工事に要する経費の額に変更を生じる場合は、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付変更申請書(様式第7号)を市長に提出すること。

2 市長は、前項第1号の申請が適当であると認めるときは、当該申請の承認を決定し、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金変更決定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知し、申請が

適当であると認められないときは、当該申請を承認しないことを決定し、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金変更不決定通知書（様式第 9 号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 3 市長は、第 1 項第 2 号の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付変更を決定し、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付変更決定通知書（様式第 10 号）により補助事業者へ通知し、申請が適当であると認められないときは、補助金の交付変更をしないことを決定し、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金変更不決定通知書（様式第 9 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第 1 1 条 補助事業者は、補助対象工事の中止又は廃止をしようとするときは、交野市ブロック塀等撤去・改修工事中止（廃止）届出書（様式第 11 号）により市長に提出しなければならない。

（完了報告）

- 第 1 2 条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、完了した日から起算して 15 日以内、又は当該会計年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、交野市ブロック塀等撤去・改修工事完了報告書（様式第 12 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等（撤去・改修）工事費用に係る領収書の写し
- (2) ブロック塀等（撤去・改修）工事費用に係る明細書の写し
- (3) 全景の完了写真（市長がやむを得ないと認めるときはつなぎ写真）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者が第 7 条第 2 項の規定により委任した場合は、前項の書類に加え、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金の代理受領に係る委任状（様式第 13 号）を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、前項第 1 号の「ブロック塀等（撤去・改修）工事費用に係る領収書の写し」とあるのは「ブロック塀等（撤去・改修）工事費用に係る明細書に記載された請求金額から補助額を差し引いた額の領収書の写し」と読み替えるものとする。

（補助金の額の確定）

- 第 1 3 条 市長は、前条の報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助対象工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付額確定通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

- 第 1 4 条 補助事業者は、前条に規定する補助金確定の通知を受けたときは、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付請求書（様式第 15 号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 前項に規定は、第 7 条第 2 項の規定により、補助事業者が代理受領事業者に補助金の受領を委任した場合について準用する。この場合において、前項中「補助事業者」とあるのは「代理受領事業者」と読み替えるものとする。

（補助金の交付）

- 第 1 5 条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付する。

- 2 補助事業者が第 7 条第 2 項の規定により委任した場合において、前項の規定により補助金が交付されたときは、代理受領事業者は速やかに補助額を記載した領収書を補助事業者に対して発行するとともに、その写しを市長に提出しなければならない。

- 3 前項の提出があったときは、市長は補助事業者に対して補助金を交付したものとみなす。

（補助の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる補助金を既に交付しているときは、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金返還命令書（様式第17号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

（指導及び助言）

第18条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るために、補助事業者に対し、必要な報告を求め、指導及び助言することができる。

（委任）

第19条 この要綱の実施に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象工事の内容	補助金の額
撤 去	撤去費用に相当する額の80%相当額で、上限100,000円
改 修	改修費用に相当する額の80%相当額で、上限200,000円

備考

- 1 補助金の算定額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。
- 2 撤去費用及び改修費用の額は、施工業者との契約等による額とする。ただし、申請者自らが撤去や改修を行う場合は、処分費および材料費等の実費に相当する額とする。